

9款 消防費 1項 消防費

(単位:千円)

久留米広域消防負担金					防災安全課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
504,932				9,709	495,223

【施策の目的】

市民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、水害等の災害を防除し、被害を最小限に抑えるために組織した、久留米広域消防本部への運営負担金である。

【施策の実施及び施策額の内訳】

構成市町負担金総額 4,289,014千円

・負担金内訳 【経常費負担金】3,975,492千円 【特別負担金】313,522千円
(うち投資の経費:134,622千円)

小郡市負担金総額 504,932千円

・負担金内訳 【経常費負担金】466,786千円
【特別負担金(退職手当、投資の経費、元利償還金)】38,146千円
(うち投資の経費:9,709千円)

組合構成団体(4市2町)

久留米市・小郡市・うきは市・大川市・大刀洗町・大木町

【施策の評価】

地域防災の要である久留米広域消防本部の運営、また施設や車両などの設備の充足に寄与した。

三井消防署においては、令和4年度より、消防施設整備事業として庁舎建て替えが進められており、令和6年度は、第1期工事として、訓練棟の建設に着手した。

令和7年度以降は第1期工事完了後、第2期工事へ移り、庁舎・車庫棟の建設に着手することとなり、引き続き久留米広域消防本部と相互に情報共有・連携しながら事業を進めていく必要がある。

消防団管理運営費

総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
41,407		98		2,650	38,659

【施策の目的】

市民の生命、身体、財産を火災等から保護するとともに、水害等の災害を防除し、被害を軽減するために消防団を設置するものである。

【施策の実施】

消防団員数 239名(令和7年3月末現在)

主な活動

4月7日	入退団式	11月9日～15日	秋季火災予防運動
4月29日	第1回教養訓練	12月8日	第3回教養訓練
5月12日	小郡市水防訓練	12月29日～30日	年末夜警
7月7日	小郡市消防団ポンプ操法大会	1月5日	小郡市消防出初式
8月10日	花火大会警備	3月1日～7日	春季火災予防運動
9月1日	福岡県消防操法大会	3月8日	夜間実践防備訓練
11月9～15日	第2回教養訓練 (各分団地域防火活動)		

【施策額の内訳】

報酬	18,038千円	交際費	35千円
共済費	6,441千円	需用費	963千円
報償費	10,489千円	役務費	140千円
旅費	552千円	負担金、補助金	4,749千円

【施策の評価】

火災を初めとする災害から、市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に寄与するため、令和6年度も、消防団による火災出動や訓練、各消防団事業を行った。

令和6年度末の団員数は239名となり、令和5年度末の233名より6名増となったが、条例定数の255名と比較しても依然として厳しい状況にある。

引き続き消防団・地域と連携しながら団員確保につながる施策の検討を行い、地域防災力の強化に努める。

消防ポンプ自動車更新事業					防災安全課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
46,967			43,900		3,067
【施策の目的】 消防団活動の根幹である消防ポンプ車については各分団(8分団)に整備しているが、古い車両を計画的に更新していく必要があり、購入から18年を目途に各分団の消防ポンプ車を更新するもの。					
【施策の実施】 令和6年度において第1分団、第6分団の2車両の更新を行った。					
【施策額の内訳】 備品購入費 46,967千円					
【施策の評価】 新型の車両に更新することにより、故障リスクの低下とともに機能性や安全性の向上により、消防団の災害対応力の向上と団員の士気向上につながった。					
災害時備蓄事業					防災安全課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1,236				1,236	
【施策の目的】 小郡市災害時備蓄計画に基づき、食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な防災資機材等の行政備蓄を行っており、備蓄食料及び生活必需品については消費期限の近づいたものを更新するものである。					
【施策の実施】 ・小郡市災害時備蓄計画に基づき、備蓄食料・生活必需品の更新を行った。					
【施策額の内訳】 ・備蓄消耗品 891千円 (液体ミルク、携帯おにぎり、おかゆ、乾燥スープ、紙おむつ、生理用品、哺乳ボトル) ・災害時備蓄倉庫賃借料 345千円					
【施策の評価】 消費期限の近づいた食料と生活必需品の更新を行い、行政備蓄品の適正な管理を実施した。 生理用品については、今回の更新において、昼用に加え夜用の購入を行った。 消費期限の近づいた備蓄品については、防災啓発として有効活用するため、市主催の講座や訓練、地域での研修会、イベント等で配布し、家庭内備蓄の啓発を行った。 備蓄食料を更新する際には、食物アレルギー対応のものや簡単に食することができる品目に順次更新する。					